



## 基本文書 ICM 助産師の定義 International Definition of the Midwife

「助産師とは、「ICM 助産実践に必須のコンピテンシー」\*および「ICM 助産師教育の世界基準」の枠組に基づき、かつ所在する国において正規に認可された助産師教育課程を履修した者で、助産を實踐し「助産師」の職名を使用するために登録または法律に基づく免許（あるいはその両方）の取得に必要な資格を取得した者で、かつ助産実践の能力（コンピテンシー）を示す者である。

### 業務の範囲

助産師は、社会的責任を担った専門職として認識されており、女性の妊娠、出産、産褥の各期を通じて、サポート、ケアおよび助言を行い、助産師の責任において出産を円滑に進め、新生児および乳児のケアを提供するために、女性とパートナーシップを持って活動する。これには、予防的対応、正常出産をより生理的な状態として推進すること、母子の合併症の発見、医療あるいはその他の適切な支援を利用することと救急処置の実施が含まれる。

助産師は、女性と多様なジェンダーの人々のためだけでなく、家族および地域に対しても健康に関する相談と教育に重要な役割を持っている。この業務は、産前教育、親になる準備を含み、さらに、性と生殖に関する健康、乳幼児のケアに及ぶ。

助産師は、家庭、地域（助産所を含む）、病院、診療所、ヘルスユニットとさまざまな場で実践することができる」。

**2005年** ブリスベン評議会にて採択

2011年 ダブリン評議会にて改訂および採択

2017年 トロント評議会にて改訂および採択

2023年 バリ評議会にて改訂および採択

次回改訂予定 2026年

\* 2017年トロントでの定義では、「ICM 基本的助産実践に必須のコンピテシー」となっているが、2019年版から「基本的」が使われなくなっており、原文通りの翻訳としている。

2024年 公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳

ICM発行文書の原文については、ICMが著作権を有します。

日本のICM会員協会である日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会は、ICMの許諾を得て日本語に翻訳しました。

日本語訳の著作権については、原文作成者であるICMと日本看護協会・日本助産師会・日本助産学会に帰属します。

原文の転載引用については、ICMに連絡し使用許諾を得てください。

日本語訳の転載引用については、日本助産師会<http://www.midwife.or.jp/>に連絡し使用許諾を得てください。